

調査後における施設別収納品

調査時に各施設に分散収納されていたものは、出来るかぎり集約し、小破或いは部品欠落したものは、出来る範囲内で修理・補修を進め、金具類の内必要に応じて錆落とし・錆止油を塗布、船は防錆剤の吹付を施行、薬工品は腐食の進行を防止するためトタ倉内に仮設の棚を備えて保管した。

○ 施設別収納品の概要

- 1) 前浜の廊下
 - ・保津船（桡船） ・通船（磯舟） ・塩蔵樽 ・ニシン箱
 - ・船材 ・油釜（ニシン釜） ・セツ（棧橋）用材 ・歩み板
 - ・すべり
- 2) 船 蔵
 - ・保津船（桡船・起し船） ・磯舟 ・せいろう ・樽類
 - ・サキリ（長さに応じA・B・Cに分類） ・加工用架木材
- 3) 網 蔵
 - (1階部分)
 - ・軀網（大網、中網、小網、夏網） ・手網 ・桡網 ・袋網
 - ・ウインチモッコ ・揚網（古網）
 - (2階部分)
 - ・網を仕立てるための原料用網地（軀網、桡網用）
 - ・修理用網地（軀網、桡網用） ・岩糸類 ・綿糸類
 - ・麻糸類 ・トワイン
- 4) トタ蔵
 - (1階部分)
 - ・網類、網類及び船を除き、他の蔵に収納されない漁撈具の全てを此の部分に納め、小型漁撈具は仮設の棚を備えて収容した。
 - (2階部分)
 - ・根網を除く網類（掛網、伸網、繰越網、型網ほか） ・縁網
 - ・口前ダンプ付口前棚網 ・浮子付軀網棚網
 - ・ワッカベ付てぼ綱 ・サイ縄 ・八百 ・むしろ
- 5) 番屋内
 - ・炊事器具 ・食器類

